

おしえて！ シリーズ 介護保険 vol. 3



岡福祉課 介護保険係 ☎ 286 - 3114

今回は、「平成 30 年度介護保険制度改正」についてお知らせします。介護保険制度改正は頻繁に行われるため、「去年はそうではなかった」という声をいただきます。皆さんには、その都度、広報紙やパンフレット等でお知らせをしていますが、改めてここで取り上げます。

今年の改正概要は、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにする」です。普段聞きなれない言葉が並んでいると思いますので、改正のポイントを簡単にまとめてみました。

介護サービスを利用されていない人も、今後サービスが必要になったときに、不安や戸惑いが少しでもなくなるよう、介護保険制度に慣れ親しんでいただければと思います。

介護保険制度改正のポイント……

平成 30 年 4 月から

1 介護保険サービスを利用した時の利用者負担が変わりました

介護報酬（事業所が受け取る金額）改定により、利用者が支払う負担額も変わりました。

2 介護保険施設に「介護医療院」が創設されました

介護療養型医療施設等の転換施設として創設されました。現在、益城町には「介護医療院」はありません。

3 「共生型サービス」が創設されました

介護保険と障害福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設されました。共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できます。現在、益城町には「共生型サービス」はありません。

平成 30 年 8 月から

4 65 歳以上で所得の高い人は、利用者負担の割合が 3 割になりました

介護認定をお持ちの人は、7 月中旬に送付している「介護保険負担割合証」でご確認ください。

3 割になった人は、本人の合計所得金額が 220 万円以上で、同じ世帯にいる 65 歳以上の人（本人を含む）の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身の場合で 340 万円以上、2 人以上の場合で 463 万円以上の人です。

平成 30 年 10 月から

5 福祉用具貸与について適正価格が公表されます

福祉用具貸与の利用者に対して、商品の全国平均貸与価格とその福祉用具貸与事業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務付けられます。これにより、利用者が安心して適正な価格で福祉用具をレンタルできるようになります。また、適切な貸与価格を確保するため、全国平均貸与価格から一定の範囲内で上限額を設定します。

複数の商品の提示が義務付けられています

平成 30 年 4 月から、利用者の心身の状態に合わせて適切な福祉用具を選択することができるように、機能や価格帯が違う商品の提示が義務付けられています。